

## 歴史公文書の目録の公表について

「三豊市公文書等の管理に関する条例」（平成27年三豊市条例第2号）第13条第4項の規定に基づき、歴史公文書の目録を公表します。

### 1. 公表する項目

- (1) 書架番号 文書の保存場所
- (2) 名 称 歴史公文書のファイル名
- (3) 完結年度 単年度事業は文書作成年度と同じ。複数年度事業は最終年度となる。\*は推測による。
- (4) 所 管 課 文書を作成又は取得した部署 旧町文書はその時の所管課
- (5) 公 開 ①公開：公開可 ②非公開：公開否 ③要審査：利用申請に基づき公開の可否を審査

### 2. 歴史公文書の利用

- (1) 歴史公文書の閲覧、複写等を行う場合は、歴史公文書利用請求書を提出し、利用許可を受けてください。
- (2) 公開項目が非公開のものは、文書の著しい劣化、又は非公開情報により利用できません。
- (3) 公開項目が要審査のものは、文書に非公開情報がないか審査しますので、利用許可の決定に一定の日数がかかる場合があります。
- (4) 利用請求が大量である場合、又は文書に非公開情報がある場合など公開手続きに一定の日数がかかる場合があります。